

## 「化学物質管理者講習に準ずる講習」のご案内

(一社) 鳥取県労働基準協会中部支部

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等により、令和6年4月1日から、リスクアセスメントの対象物である化学物質を製造、取扱い、譲渡提供するすべての事業場において「化学物質管理者」の選任が義務化されました。

「化学物質管理者」の職務は、ラベル、SDS（安全データシート）等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等を行うことです。

つきましては、化学物質を取扱う事業場（リスクアセスメント対象物の製造業を除く）で「化学物質管理者」に選任予定の方、及び化学物質を管理するライン課長・主任・職長等又はこれに準ずる方を対象に化学物質の基礎知識や化学物質のリスクアセスメント、関係法令等を学ぶための研修を開催することとしましたので、関係者の皆様が受講されますようご案内致します。

なお、本講習はリスクアセスメント対象物の化学物質を製造する事業場向けの講習（12時間）ではなく、製造事業場以外（取扱い、譲渡提供する事業場）を対象として、**化学物質管理者講習に準ずる講習**として開催するものです。

### 記

1. 日 時 令和6年11月14日（木） 9:00～16:00（受付 8:45～）
2. 場 所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）
3. 研修内容
  - ①これからの化学物質管理と実施体制
  - ②化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
  - ③化学物質の危険性又は有害性等の調査
  - ④化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等
  - ⑤化学物質を原因とする災害発生時の対応
  - ⑥関係法令
4. 受講定員は、50名です。定員になり次第募集を締め切ります。
5. 受講料
  - 鳥取県労働基準協会各支部の会員事業場 10,000円（テキスト代込）  
（消費税10%対象、内税909円）
  - 上記以外の事業場 12,000円（テキスト代込）  
（消費税10%対象、内税1,090円）

## 6. 申込方法

令和6年11月6日(水)までに別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へ申込んで下さい。

受講料は申込み締切日までに、ご持参・現金書留・銀行振込によりお支払い願います。

振込口座	<b>鳥取銀行倉吉支店(普) 0207231</b>
名義人	<b>(一社)鳥取県労働基準協会中部支部</b>

## 7. その他

- (1) 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- (2) 協会発行の特別教育等受講者記録(受講証)をお持ちの事業場は、研修当日ご持参のうえ「受付」の際にご提出願います。なお、受講者には各人ごとに「修了証」を交付します。
- (3) 受講申込み後の取消し(欠席を含む。)は、令和6年11月6日(水)までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。

## 8. 申込み・問合せ先

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3階

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部 登録番号:T5270005000526

**(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)**

(別紙)

「化学物質管理者講習に準ずる講習」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ 下欄にもご記入願います。)

- (1) 鳥取県労働基準協会へ加入の有無 ( 加入 ・ 未加入 ) (いずれかに○をして下さい。)
- (2) 受講者数 (          名)、 受講料 計 (          円)
- (3) 受講料の支払い方法 ( 持参 ・ 現金書留 ・ 銀行振込 ) (いずれかに○をして下さい。)
- (4) インボイス発行希望 (    する      ・    しない    ) (いずれかに○をして下さい。)
- ※希望する場合はいずれかに○をして下さい (    請求書    ・    領収書    )

上記のとおり申込みます。

令和6年 月 日

事業場名：

所在地：

(連絡先電話番号：          -          -          )

代表者職氏名：

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一般社団) 鳥取県労働基準協会中部支部長 殿

(Tel・Fax兼用 0858-22-9054)

(申込書に記載された事項は、修了証交付の目的以外には使用しません。)